

令和4年10月20日

報道機関 各位

商工労働部労政・能力開発課

「ハラスメント対策セミナー」を開催します

県内の労働組合及び使用者団体の関係者が互いに研鑽を深め、共通認識を醸成するとともに、労働関係法や労務管理の知識等について県民への周知拡大を図るため、下記のとおりセミナーを開催しますので、取材・報道して下さるようよろしくお願いいたします。

記

- 1 名称
ハラスメント対策セミナー
- 2 主催
青森県
- 3 日時・場所
 - (1) 弘前会場
令和4年10月27日(木) 13:30～15:30
ヒロロ 4階 弘前市民文化交流館ホール
 - (2) 青森会場
令和4年11月8日(火) 13:30～15:30
アスパム 4階 十和田
 - (3) 八戸会場
令和4年11月10日(木) 13:30～15:30
ユートリー 8階 多目的中ホール
- 4 参加者
県内事業所、労働組合等 (出席予定者 各会場50名程度)

報道機関用提供資料	
担当課 担当者	商工労働部労政・能力開発課 労働環境グループ GM 賀川 千恵子 主事 中村 葉月
電話番号	直通：017-734-9396 内線：3724 (中村)
報道監 商工労働部 次長 上沢 謙一	

参加
無料

ハラスメント対策セミナー

主催：青森県（商工労働部労政・能力開発課）

「改正 労働政策総合推進法」（令和2年6月1日施行）に基づく「**パワーハラスメント防止措置**」は、令和2年6月1日に大企業に義務化され、**令和4年4月1日**から**中小企業**にも**義務化**されました。

ハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける等の**人権に関わる許されない行為**です。また、企業にとっても、職場秩序の乱れや業務への支障が生じたり、貴重な人材の損失につながり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題です。

本セミナーでは、措置の**義務化の内容**とハラスメントに該当する**具体例**、職場における労務管理上の**実務対応等**について**わかりやすく解説**します。**お気軽にご参加ください！**

弘前会場

令和4年 **10月27日**（木）

ヒロロ 4階 弘前市民文化交流館ホール（弘前市駅前町9-20）

青森会場

令和4年 **11月8日**（火）

アスパム 4階 十和田（青森市安方1-1-40）

八戸会場

令和4年 **11月10日**（木）

ユートリー 8階 多目的中ホール（八戸市一番町1-9-22）

定員・時間

- 定員 各会場最大50名
- 講義 13:30～15:30
※途中休憩あり
※受付13:00～
- 個別相談 15:30～16:30頃
※先着3名まで

講師

川村啓之社会保険労務士事務所
代表 川村啓之氏



申込期限

令和4年**10月20日**（木）

お申込み方法は
裏面をご覧ください